

第一類 第十二回国会 大蔵委員会議録 第六十五号

昭和二十七年五月十三日(火曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長

佐藤 重遠君

理事奥村又十郎君

理事佐久間 徹君

理事松尾トシ子君

理事内藤 友明君

理事小山 長規君

理事堀田 昭三君

理事大庭 芳滿君

理事川野 逸平君

理事清水 苦米地英俊君

理事夏堀源三郎君

理事西村 則義君

理事河野 通一君

議院議員

議院議員小林 政夫君

議院議員西村 直己君

議院議員河野 通一君

議院議員上田 克郎君

議院議員堀口 定義君

議院議員橋口 収君

議院議員有吉 正君

議院議員正臣君

議院議員横山 通一君

議院議員上田 克郎君

議院議員堀口 定義君

議院議員橋口 収君

議院議員有吉 正君

議院議員正臣君

議院議員横山 通一君

議院議員上田 克郎君

議院議員堀口 定義君

議院議員橋口 収君

議院議員有吉 正君

議院議員正臣君

議院議員横山 通一君

議院議員上田 克郎君

議院議員堀口 定義君

議院議員橋口 収君

理事会 常務理事 堀田 昭三君

常務理事 小山 長規君

常務理事 川野 逸平君

常務理事 清水 苦米地英俊君

常務理事 夏堀源三郎君

常務理事 西村 則義君

常務理事 河野 通一君

常務理事 上田 克郎君

常務理事 堀口 定義君

常務理事 橋口 収君

常務理事 有吉 正君

常務理事 正臣君

常務理事 横山 通一君

常務理事 上田 克郎君

常務理事 堀口 定義君

常務理事 橋口 収君

常務理事 有吉 正君

常務理事 正臣君

常務理事 横山 通一君

常務理事 上田 克郎君

常務理事 堀口 定義君

常務理事 橋口 収君

常務理事 有吉 正君

常務理事 正臣君

常務理事 横山 通一君

常務理事 上田 克郎君

常務理事 堀口 定義君

常務理事 橋口 収君

常務理事 有吉 正君

常務理事 正臣君

常務理事 横山 通一君

常務理事 上田 克郎君

常務理事 堀口 定義君

常務理事 橋口 収君

常務理事 有吉 正君

常務理事 正臣君

常務理事 横山 通一君

常務理事 上田 克郎君

常務理事 堀口 定義君

常務理事 橋口 収君

案(内閣提出第一二九号)(参議院送付)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

長期信用銀行法案(内閣提出第一
三号)

日本開発銀行法の一部を改正する法
律案(内閣提出第一三八号)

閉鎖機関令の一部を改正する法律案
(内閣提出第一四三号)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行
への加盟に伴う措置に関する法律案
(内閣提出第一四四号)

緊要物資輸入基金特別会計法の一部
を改正する法律案(内閣提出第一九
八号)

外國為替資金特別会計法の一部を改
正する法律案(内閣提出第二〇三号)

外國為替資金等の数量等の報告に関す
る法律案(内閣提出第二三一号)

地方自治法第百五十六条第四項の規
定に基づき、税關の出張所及び監視署
の設置に関する件(内
閣提出、承認第四号)

○佐藤委員長 これより会議を開きま
す。

まず国際通貨基金及び国際復興開発
銀行への加盟に伴う措置に関する法律
案(内閣提出第一四三号)

昭和二十七年度における行政機構
の設置に関する件(内
閣提出、承認第四号)

大蔵委員会議録第一二回国会

大蔵政務次官(大蔵事務官)西村直己君

大蔵事務官(大蔵事務官)河野通一君

大蔵事務官(大蔵事務官)上田克郎君

大蔵事務官(大蔵事務官)堀口定義君

大蔵事務官(大蔵事務官)橋口収君

大蔵事務官(大蔵事務官)有吉正君

大蔵事務官(大蔵事務官)正臣君

大蔵事務官(大蔵事務官)横山通一君

の改革等に伴う国家公務員等に対する
退職手当の臨時措置に関する法律の特
例に関する法律案、緊要物資輸入基金
特別会計法の一部を改正する法律案、
外國為替資金特別会計法の一部を改正
する法律案、接収貴金属等の数量等の
報告に関する法律案、及び地方自治法
第百五十六条第四項の規定に基づき、稅
關の出張所及び監視署の設置に關し承
認を求める件、以上六件につきまして、
順次政府委員より提案趣旨の説明
を求めてます。西村大蔵政務次官。

第三条 政府は、基金に対する金及び本邦通貨で、銀行に対して
は、金又はアメリカ合衆国通貨その他
の外國通貨及び本邦通貨で、
前条の規定による出資をすることと
ができる。

（目的）

国際通貨基金及び国際復興開発銀
行への加盟に伴う措置に関する法律
案(内閣提出第一四三号)

国際通貨基金及び国際復興開発銀
行への加盟に伴う措置に関する法律
案(内閣提出第一四四号)

（目標）

（目的）

協定第四条第一項(a)に規定する合
衆国ドルの金額の範囲内において
出資することができる。

4 第二項の規定により発行する國
債は、第七条第一項の命令に従い
買取る場合を除く外、何人も、
基金又は銀行から譲り受けること
ができない。

5 第二項の規定により発行する國
債の交付價格は、額面百円につき
百円とする。

6 第六条 政府は、基金又は銀行から
前条第一項の規定により基金又は
銀行に出资した国債の全部又は一部
につき償還の請求を受けたときは、
は、直ちにその償還をしなければ
ならない。

（国債の償還）

第七条 政府は、第五条第一項の規
定により基金又は銀行に出资した
国債につき償還の請求を受けた場
合において、緊急やむをえない事
由があるため又は償還財源に不足
があるため当該請求に係る金額の
全部又は一部の償還を行うことが
できないときは、日本銀行に対し、
政府が償還を行うことのできない
金額に相当する額に限り、当該國
債を基金又は銀行から買取るこ
とを命ずることができる。

8 政府は、前項の命令に従い日本
銀行が買取った國債について
は、第五条第三項の規定にかかる
とおり出資することができる。

9 前項の規定により出資するた
め、政府は、必要な額を限度とし
て国債を発行することができる。

ら利子を付け、及び償還期限を定めることができる。

3 前項の場合において、当該国債の償還期限及び利率は、第一項の規定により日本銀行が国債を買い取つた日の現況による他の国債の発行条件に準じて、大蔵大臣が定める。

(国債に関する細目)

第八条 前三条に規定するもの除外、第五条第二項の規定により発行する国債(前条第一項の規定により日本銀行が買い取つた国債を含む。以下同じ。)に関し必要な事項は、大蔵大臣が定める。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第九条 政府は、第五条第二項の規定により発行する国債の償還金及び第七条第二項の規定による利子の支出に必要な金額を、予算の定めるところにより、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(国債整理基金特別会計法の適用)

第十条 第五条第二項の規定により発行する国債は、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第二項の規定の適用について、国債とみなさない。

(基金との取引)

第十一條 外国為替管理委員会は、大蔵大臣の同意を得て、外国為替資金特別会計の負担において、基金との間に左に掲げる取引を行うことができる。

- 一 本邦通貨による他の基金加盟
- 二 国通貨の基金からの買入
- 三 金による他の基金加盟国通貨の基金からの買入

三 基金の保有する本邦通貨の買入もどし

四 前各号に掲げるものの外、大蔵大臣の指定する取引

(寄託所の指定)

第十二条 政府は、国際通貨基金協定第三条第二項及び国際復興開発銀行協定第五条第十一項の規定に従い、基金及び銀行の保有するすべての本邦通貨の寄託所として日本銀行を指定する。

第十三条 政府は、日本銀行においては、日本銀行は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七条の規定にかかわらず、

基金及び銀行の保有する本邦通貨の寄託所としての業務を行うものとする。

日本銀行を指定する。この場合に日本銀行は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七条の規定にかかわらず、

基金及び銀行の保有する本邦通貨の寄託所としての業務を行うものとする。

日本銀行を指定する。この場合に日本銀行は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七条の規定にかかわらず、

基金及び銀行の保有する本邦通貨の寄託所としての業務を行うものとする。

日本銀行を指定する。この場合に日本銀行は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七条の規定にかかわらず、

基金及び銀行の保有する本邦通貨の寄託所としての業務を行うものとする。

日本銀行を指定する。この場合に日本銀行は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七条の規定にかかわらず、

基金及び銀行の保有する本邦通貨の寄託所としての業務を行うものとする。

日本銀行を指定する。この場合に日本銀行は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七条の規定にかかわらず、

基金及び銀行の保有する本邦通貨の寄託所としての業務を行うものとする。

日本銀行を指定する。この場合に日本銀行は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七条の規定にかかわらず、

基金及び銀行の保有する本邦通貨の寄託所としての業務を行うものとする。

て退職する職員で閣議で定めるものに対する国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭和二十五年法律第百四十二号)以下「法」という。の規定による一般の退職手当の額は、法第四条及び第五条の規定にかかわらず、法附則第六項中「前項」とあり、又は法附則第七項中「附則第五項」とあるのを「昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律」とする。

附則第一項」と読み替えて、これらの項の規定により計算した額に、百分の百八十を乗じて得た額とする。

2 昭和二十七年度予算実行上の要請に因り、昭和二十八年一月一日から同年三月三十一日までの間に、百分の百八十を乗じて得た額とする。

この法律は、公布の日から施行する。

第三条 前各条に定めるもの除外、国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定の履行のため必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案

昭和二十七年度における行政機関の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案

昭和二十七年度における行政機関の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案

昭和二十七年度における行政機関の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案

昭和二十七年度における行政機関の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案

昭和二十七年度における行政機関の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案

緊要物資輸入基金特別会計法の一一部を改正する法律案

緊要物資輸入基金特別会計法(昭和二十六年法律第五十八号)の一部

(一部を改正する法律)

第一条 中「外国で生産された物資を必要とするもの」を「外国で生産された左の各号の一に該当する物資を必要とするもの」に改め、同条に次の二号を加える。

2 この法律は、公布の日から施行する。

第一項に「外貨証券」を加える。

第二項中「金銀地金」を「地金」と改め、「統制額」の下に「とし、銀地金については大蔵大臣の指定期に改め、「統制額」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

接収貴金属等の数量等の報告に関する法律案

第一項中「対外支払手段」の下に「外貨証券」を加える。

第八条第一項中「金銀地金」を「地金」と改め、「統制額」の下に「とし、銀地金については大蔵大臣の指定期に改め、「統制額」を加える。

(報告)

この法律は、公布の日から施行する。

第一項中「対外支払手段」の下に「外貨証券」を加える。

第八条第一項中「金銀地金」を「地金」と改め、「統制額」の下に「とし、銀地金については大蔵大臣の指定期に改め、「統制額」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

接収貴金属等の数量等の報告に関する法律案

係る貴金属等を接収された者（以下「被接収者」という。又はその相続人（法人については、その清算人又は合併によりその権利義務を承継した法人若しくはその清算人）は、昭和二十七年九月三十日までに、大蔵省令で定めるところにより、当該貴金属等の種類、品位、形状及び数量その他当該貴金属等の接収の事実を示す事項を大臣に報告しなければならぬ。

2 国がその占有に係る貴金属等を接収された場合には、接収の時に

おいて当該貴金属等を管理してい

た官署又はその官署から当該貴金

属等を引き継いだ官署の長は、前

項の規定に準じ、大臣に報告

しなければならない。

3 前二項の規定による報告には、連合国占領軍に属する権限ある軍

人又は軍属の差給した当該貴金属

等の受領書の写その他接収の事実

を証明するに足る書類、接収に係

る貴金属等の種類、品位、形状及

び数量その他の当該貴金属等を識

別するため必要な事項を証明す

るに足る書類並びに当該貴金属等

がその者の占有に屬していたもの

であることを証明するに足る書類

を添附しなければならない。

3 被接収者若しくはその相続人が第一項の報告をしないで死亡した場合において、その相続人がないとき、又は被接収者である法人若しくは合併によりその権利義務を承継した法人が解散した場合において、同項の報告がされる前にそ

の清算が終つたときは、当該貴金属等の所有者は、第一項の規定による報告について準用する。この場合において、第三項中「その者の占有に属していた」とあるのは、「その者が所有している」と読み替えるものとする。

(罰則)

第四条 前条第一項又は第四項の規定による報告に際して虚偽の報告をした者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をしたときは、当該行為者を罰する外、その法人又は人に對して前項の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則 この法律は、公布の日から施行する。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基き、税関の出張所及び監視署の設置に関し承認を求める件

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基き、税関の出張所及び監視署の設置に関し承認を求める件

最近における外國貿易のすう勢、密貿易の動向及び北緯二十九度以北の島よりのわが国の行政権下への復帰等にかんがみ、税関行政の円滑な遂行及び密貿易の監視取締の完全を期するため、別表のとおり、門司税関津久見税関支署佐伯出張所外一出張所を設置するとともに、監視署の配置転換を行い、神戸税關飾磨監視署外二監視署を設置する必要がある

ので、大蔵省設置法（昭和二十四年法律第二百四十四号）第二十三条规定による税關の出張所及び監視署の設置に関し地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十六条规定による税關の出張所及び監視署の設置に関し地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十条第四項の規定に基き、国会の承認を求める。

二 税關監視署及び税關支署監視署

| 所轄税關 | 監 視 署 名 | 位 置 |
|---------------|----------------|------------|
| 神 戸 | 津久見税關支署佐賀ノ関監視署 | 姫路市 |
| 鹿児島税關支署中ノ島監視署 | 大分県北部郡佐賀ノ関町 | 鹿児島県大島郡十島村 |

備考

降格又は廃止する出張所及び監視署（税關支署出張所に降格）

函 館 青森税關支署大湊出張所 青森県下北郡大湊町

下関市

所轄税關 出 張 所 名 位 置

神 戸 神戸税關支署六連出張所

兵庫県三原郡大湊町

所轄税關 出 張 所 名 位 置

神 戸 神戸税關支署佐伯監視署

佐伯市

所轄税關 出 張 所 名 位 置

神 戸 神戸税關支署佐伯監視署

兵庫県三原郡大湊町

所轄税關 出 張 所 名 位 置

神 戸 神戸税關支署佐伯監視署

佐伯市

別表 税關支署出張所、税關監視署及び税關支署監視署の新設

○西村（直）政府委員 ただいま議題となりました国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

今回わが国は国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定に加盟することいたし、これがため国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定加盟につき承認を求める件を、別途国会へ提出いたしました次第であります。

内法的な措置を必要とするものがありますので、このためこの法律案を提出いたします。

は基金協定及び銀行協定の規定によつて、出資の払込みその他各種の義務を負うこととなるのであります。これら義務を履行いたしますために、国際復興開発銀行に加盟することいたし、これがため国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定加盟につき承認を求める件を、別途国会へ提出いたしました次第であります。

次にその内容の概略を申し上げます。

まず、基金及び銀行に対する出資額は、それ／＼二億五千万ドルであります。

として、現行のレートで換算いたしました
と、それ／＼九百億円となりました
で、政府はこの金額の範囲内で、基金
及び銀行に対し出資し得ることを規
定いたしました。この金額は現在ただ
ちにその全額の支出を要するものでは
なく、負担の最高限を示したものであ
ります。

する必要はない、その大部分は、政府または中央銀行の発行する一定の証券をもつて、円貨の払込みにかかることができるので、わが国もこの協定の規定により、その払い込むべき本邦通貨の大部分を、国債の交付によつてかえることとし、この出資のために基金及び銀行に交付する国債の発行等に関する必要な事項を規定したのである

員に対しましては、特に従来の場合の八割増の退職手当を支給する措置を講じたのであります。が、今回の行政機構改革の改革に関連して退職する職員に対するましても、諸般の事情にかんがみまして、先般と同様の措置を講ずることとが適当であると考えられますので、このにこの法律案を提出いたした次第でござ

從來緊要物資輸入基金は、特殊需品の輸入に応ずるため、政府において緊急に得することを必要とする物資の輸入に、運用することになつてゐるのであります。が、今回その運用する物資の範囲を改めるため、この法律案を提出いたしました次第であります。

提案の理由を説明いたします。
現在外国為替資金は、対外支払い手段及び外貨債権並びに对外支払いの済上必要な金銀地金の売買等に運用することになつてゐるのあります。が、最近の外国為替等の保有高の増加の状況にかんがみまして、同資金を有利かつ確実な外貨証券にも運用し得ることとすることが、適当と認められましたので、外国為替資金特別会計法による改正を加えるため、この法律案を提出いたしました次第であります。

す。すなわち基金への出資は二つの部分にわかれ、割当額一億五千万ドルの二五%に当る部分は、金で加入前に出資することを要しますが、残額七五%に当る額は本邦通貨で加入後支払うことになるのであります。また銀行に対する出資は三つの部分に分れ、第一に、総額一億五千万ドルの一%に当る部分は、金または合衆国ドルで、第二に、総額の一八%に当る部分は本邦通貨で、いずれも加入前に払い込むこと

払われるべきものであることを要請されておりまますので、政府は基金または銀行からこの国債について償還の請求があった場合には、ただちに償還を行なうことになりますとともに、償還財源の不足がある等のため償還ができない場合を考慮して、政府はその償還できぬい金額に相当する国債の買取りを、日本銀行に対して命ずることができる」といたしておるのであります。

以上申しましたほか、基金との取引も

年度予算実行上の要請によりまして、昭和二十七年四月五日から同年十二月三十一日までの間において退職する職員で、閣議で定めるものに対しましては、さきの行政整理の場合と同様に、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律附則第五項の規定により計算した額の八割増の退職手当を、支給することいたしました。

次に昭和二十七年度予算実行上の要請によりまして、昭和二十八年一月二

を要しますが、総額の八〇%に当る額、すなわち出資額総計の大部分は、将来銀行から払込みの請求があつたと

び協定の規定による寄託所として、日本銀行を指定すること等について、所要の事項を規定しているのであります。

日から同年三月三十一日までの間において退職する職員で、闇議で定めるふのに対しましては、従来の通常の整理

きに金、合衆国ドルその他の外國通貨のいづれかで支払うこととなるのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概略でございます。何とぞ御審議の上、すみやかな御賛成をいただけますようお願い申し上げます。

次に、出資を行うにあたりましては、わが国の財政の現状にかんがみまして、日本銀行の所有する金地金をして、日本銀行の帳簿資額で買い上げ、これを基金に出資する金の一部に充てることが適当と認められますので、これに関し必要

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概略でござります。何とぞ御賛成をいたただき、議の上、すみやかな御賛成をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議題となつております昭和一十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案、これにつきましてその提案の

が事項を規定いたしました。

以上がこの法律案の提案の理由及び
内容の概略でござります。何とぞ御審
議の上、すみやかなる御賛成をいたな
きますようお願ひ申し上げます。

次に、議題となつております昭和一
十七年度における行政機構の改革等に
伴う国家公務員等に対する退職手当の
臨時措置に関する法律の特例に関する
法律案、これにつきましてその提案の
理由を御説明申し上げます。

先般の行政整理に際しましては、退
職者に対する優遇措置として、昨年十
月から本年三月までの間に退職する職

の場合と同様、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律附則第五項の規定により計算した額の退職手当を、支給することいたしましたとう趣旨であります。

以上がこの法律案の提案の理由、内容であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださるよう御願い申しあげます。

次に議題となつております緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

において政府相手でなければ輸出をしないもの、または民間において輸入をするときは、競争のため輸入価格をり上げるおそれのあるもの等でありますが、これらの物資についても、本算金の運用により取得することとなりのります。

以上がこの法律の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたしまして、

終戦後、連合国占領軍は、本邦内におきまして、政府及び日本銀行等のるゝ的機関を初め、旧軍需会社等の保有する金銀白金等の貴金属及びダイヤモンドを占領軍自体の手で直接接收し、管理して来たのですが、今回平和条約発効と同時に、これら貴金属等を政府に引渡しました。その処理は政府にまかせられたのになりますが、政府といたしましては、これらの引渡しを受けました貴金属等を返還その他の措置を講ずる必要が生じて、返還その他の措置を講ずる必要があります。

以上がこの法律案の提案の理由及び
内容の概略でござります。何とぞ御審
議の上、すみやかなる御賛成をいたな
きますようお願ひ申し上げます。

次に、議題となつております昭和一
十七年度における行政機構の改革等に
伴う国家公務員等に対する退職手当の
臨時措置に関する法律の特例に関する
法律案、これにつきましてその提案の
理由を御説明申し上げます。

先般の行政整理に際しましては、退
職者に対する優遇措置として、昨年十
月から本年三月までの間に退職する職

の場合と同様、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律附則第五項の規定により計算した額の退職手当を、支給することいたしましたとう趣旨であります。

以上がこの法律案の提案の理由、内容であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださるよう御願い申上げます。

次に議題となつております緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

において政府相手でなければ輸出をしないもの、または民間において輸入をするときは、競争のため輸入価格をり上げるおそれのあるもの等でありますが、これらの物資についても、本算金の運用により取得することといたいのです。

以上がこの法律の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決して御賛成くださるようお願いいたします。

次に外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その

終戦後、連合国占領軍は、本邦内におきまして、政府及び日本銀行等のるゝ的機関を初め、旧軍需会社等の保有する金銀白金等の貴金属及びダイヤモンドを占領軍自体の手で直接接收し、管理して来たのですが、今回平和条約発効と同時に、これら貴金属等を政府に引渡しました。その処理は政府にまかせられたのになりますが、政府といたしましては、これらの引渡しを受けました貴金属等を返還その他の措置を講ずる必要が生じて、返還その他の措置を講ずる必要があります。

あるのであります。が、何分にも接収に
関しましては、政府はまつたく関与い
たさなかつたため、現状においては接
収を受けた者の住所、氏名及び接収さ
れました貴金属等の種類、数量その他
が不明であります。これらの事項
を明確にすることがまず必要であります。
そこでこれらのこと項を調査認い
たしますため、接収を受けた者から必
要な報告を徴することいたし、この
法律案を提出いたした次第であります。

以下その内容につきまして申し上げ
ますと、本邦内において貴金属等を占
有していて、これを連合国占領軍に接
収された者またはその相続人等は、昭
和二十七年九月三十日までに、その接
収されました貴金属等の種類、数量そ
の他接収の事実を示す事項を、所要の
証明書類を添えまして、大蔵大臣に報
告しなければならないこととしている
のであります。

なおその報告にあたつて、不当の利
益を得るがため虚偽の報告をすること
を防止するため、虚偽の報告をなした
者に対する罰則を設けることとしたし
ました。

以上がこの法律案の提出の理由で
あります。何とぞ御審議の上、すみやか
に御賛成くださるようお願いいたしま
す。

のわが国の行政権下への復帰等にかんがみまして、税關行政の円滑な遂行及び密貿易の監視取締りの完全を期しまるため、津久見税關支署佐伯監視署外一監視署を出張所に改めますとともに、神戸税關節磨監視署外二監視署を新たに設置することといたしましたく、ことに国会の御承認をお願いいたした次第であります。

次にその内容の概略を申し上げますと、まず津久見税關支署管内の佐伯港は、港湾設備が整備された天然の良港で、また背城産業も最近とみに隆盛を來しており、その上二月十日に発せられた安全宣言を契機として、セメント、木材等の輸出が増加し、税關業務も急増する傾向にありますので、現在の佐伯監視署を出張所に昇格いたしたいのであります。

また釜石税關支署内の大船渡港は、氣候的にも地理的にも恵まれていて、背後に豊富な地下資源を有し、化学工業の立地条件に恵まれておりますので、現在の大船渡監視署を出張所に昇格いたしたいのであります。

次に、阪神地区の密輸の動向及び地理的条件を考慮いたしまして、姫路市、鈴蘭町区に監視署を新設いたしたいのです。また津久見税關支署管内の佐賀ノ門港は、地理的にも重要な地位に位置し、日本鉱業佐賀ノ門製錬所の開港戸をなしているため、不開港出入特許を得て出入いたします外國貿易船もござります。また津久見税關支署管内の佐賀ノ門港は、地理的にも重要な地位に位置し、日本鉱業佐賀ノ門製錬所の開港戸をなしているため、不開港出入特許を得て出入いたします外國貿易船もござりますので、この地に監視署を新設いたしたいのであります。

さらに、このたびわが国の行政権下に復帰いたしました鹿児島県大島郡十島村のうちいわゆる下七島は、中ノ島を主要中継地として、從来からわが国と奄美大島、琉球方面との間の密貿易の主要中継地となつております上、近くこの島を経由する鹿児島、那覇間の定期航路も予定されておりますので、密貿易の取締りと税関行政の円滑を期するため、中ノ島に監視署を新設いたしたいのであります。

以上のように二出張所及び三監視署を設置いたします反面、行政機構簡素化の趣旨にかんがみ、現在見るべき貿易実績もなく、密貿易事件も僅少と思われますところの門司税関六連出張所、神戸税關真浦監視署及び湊監視署を廢止し、また青森税關支署大湊出張所を監視署に改めることとしたのであります。

以上が国際通過基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案外四法律案、並びに地方自治法第百五十六条第四項の規定に基き、税關の出張所及び監視署の設置に關し承認を求める件の提案の理由及び内容であります。何とぞ御審議の上、御賛成いただきますよう願い上げます。

○深澤委員 資料の要求があります。接収貴金属等の数量等の報告に関する法律案につきまして、平和条約の差効と同時にこれら貴金属等を政府に引渡しましたので、占領軍が日本政府に引渡しました貴金属はどのような内容のものであるか、そうして接収したのでありますということとが提案理由の中には大体どこから接収したのであるかといふような、ある程度のことをおわかれます。

○佐藤委員長 了承しました。
ただいま政府委員から提案説明の説明がありました六件につきましては、
説明聴取にとどめまして、次に移ることといたします。

○佐藤委員長 長期信用銀行法案、日本開発銀行法の一部を改正する法律案、及び閉鎖機関令の一部を改正する法律案の三案を一括議題といたしまして、前会に引き続き質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許可いたします。深澤義守君。

○深澤委員 ただいま議題となりました法案のうち、日本開発銀行法の一部を改正する法律案に関連いたしまして、若干の質問をいたしたいと思います。

まず第一に本法案によりますと、見返り資金の私企業に対する権利義務關係の承継を、日本開発銀行がいたすといふことになつておるのであります
が、見返り資金の問題は、占領下においてもその運用の問題について幾多の問題があつたのであります。もちろん占領下におきましては、しばらく池田大蔵大臣も言つておりますように、その運用については占領軍当局の意向を十分参考して、運用することになつておつたのであります。しかし講和が発効いたしまして、一応形式的に独立国形になつたのでありますから、見返り資金の運用の性格がおのずからかわつて来ることは、これまた必然であります。しかしながらわれくはこの見

返り資金の運用、その性格のかわつたことについては、いまだ政府当局から明確にその方針が示されていないのであります。ところが本法案によりまして、見返り資金の私企業部分を日本銀行が承継することになつておるのでありますから、見返り資金全体の性格とその運用の方針の根本的なものが、政務局長にお伺いしたいのは、見返り資金が占領から譲和発効という根本的な性格の変化によつて、その性格がどういうふうにかわつて来たのか。その運用をどういうふうにやつて行くのか。その根本方針についてまずお伺いしたいと思います。

なる形によりましようとも、結局政府からの出資ということになつております。そういう意味におきまして、この貸付債権の内容いかんの問題も、これからいろいろ御質問があるのだろうと思ひますが、その貸付債権の内容いかんによつては、結局開発銀行がその責任を負うのであるか、あるいは日本政府が責任を負うのであるかという点につきましては、兩者とももちろん責任を負う、こういうことに相なるわけであります。

○深澤委員 そうすると、開発銀行といたしましては、今後銀行の運営に基きまして、八百二十五億二千万円と、いふものは政府出資になつたのでありますから、今までの融資債権は見返りになつておるのですが、その見返りはおそらく現金で、開発銀行に入百二十五億二千万円が入つたのではないでありますから――今までの融資債権は見返りになつておるということになりますから、これを百分の一百分率生かして行くためには、結局融資債権の問題をどうするかといふ問題が、当然起つて来る私はずうるに思ひます。そこでその融資債権の問題について、これは政府も復金の整理問題にござりまして、三段階にわけて、一つは近くとり得るもの、その次は長期間にわたつてとる可能性のあるもの、第三段階はとる可能性のないもの、というぐあいに、三段階にわけて整理をしているのだということを、相当前の国会でわれくは政府当局の説明を聞いたのであります。そこでこれはほかの同僚委員からもいろいろ御質問がありますが、この融資債権の整理方針という問題について、概略的でいいのでありますがあつたと思うのですが、すでにあつた

おられるのか、そして現状はどういうぐあいになつてゐるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○河野(通)政府委員 現状につきましては、開発銀行から役員の方が見えておりますから、そちらからお聞き取りを願いたいと思うのであります。今後整理の方針という点につきましては、極力個々の事態を十分に見まして、この開発銀行、あるいはその前身であります復興金融金庫が、政府全額出資のもとに設立された政府機関といふ点から考えまして、終局的には国民の租税負担につながつておるという観点から、できるだけこれら債権の取立てを円滑に進めまして、間接に、終局において国及び納税者の負担にならぬよう、極力整理の満足なる遂行をはかつて参りたい。しかしながらこの点につきましては、やはり個々の融資関係等につきまして、場合によりましては、当初の契約の融資期間よりもある程度延ばして回収をしたものが、終局的には債券の発行が十分でないという面もございましようし、またそういったふうなことで、従来一括して回収する約束になつておつたものを分割して、回収をするという形にされる方が、債券の発行になるというようして、融資関係に従つて、これらの点は十分の配慮を加えて參りたい。要はこれらの債権の回収を確実に実行する、そして終局的に国民の負担に帰することのないよう、できるだけ善処いたしたい、これが私どもの意願であり、基本的な方針であります。なお詳細につきましては、開発銀行の役員から御説明していただきます。

○中村説明員 それではただいま銀行局長の御説明に補足いたしまして、開発銀行の方針を申し上げます。元来回収方針ということを普通考えるのであります。しかし方針といえば、無理なく回収するという一語に尽きるのであります。実際はケース・バイ・ケースになるのであります。いろいろな方針におきましても、個々に事情が違いますから、規則的なものはつくりまして、動きがつかないのであります。そこで、ケース・バイ・ケースに判断をして、そして無理なく回収をする、こういうことがあります。私どもの考えは、復金時代は回収した金は全部政府に納付したのであります。今度は回収いたしました金はさらに産業界にまわるわけでありますので、従つて回収した金は、政府に納めても生きるであります。しかし、われわれとしては前よりも身近に使えますし、産業界にすぐ還元するというので、非常に良好じやないかと思いまして、特に元利回収には力を入れようというわけであります。ただ実際問題といたしましては、期限通りに返せぬものもあり、それから債務者もまことに返せぬものもあり、それから債務者もまたない、そういうものにつきましては、これは強行してもそれないので、そういうものは適当に、たとえはできるだけのものを納めていただいて、あとは打切るということも出て来ると思うのであります。概して申しますれば、かすに時をもつてすれば、そう懸念なくとれると思うのであります。ただとえば政策融資と申しますが、引揚者の融資であるとか、特別の災害

の復興融資であるとかいうものについては、実の意味では貸したのではないものもあるのであります。そこで今も説明がある程度利用して莫大な利益を得て、なおかつその債権を返済していないといふような傾向があるのです。これは二重、三重の利益を得て、私たちは思つたのであります。そこで今も説明がある程度には切り捨てる、こういうことをおきましては、あまり強くやりまして、実際上無理がありますので、その場合には適当な時期までに償却をさして行くよりほかないと考えておりま

○中村説明員 債権の償却というのであります。これは復金時代に二回いたして、累計五億四千万円ばかりいたしております。それから今年度の決算におきまして、三億七千万円ばかりの償却をいたしました。将来のことにつきましては、実は引継ぎを受けましたときに、最近の機会において全部調べて、見通しをつけたいと思っておりましたが、ただいまのところ実績の数字はございますが、将来の見込みの数字はまだ固まつております。

○奥村委員 ちょっとと関連して……。ただいまの五億数千万円と三億数千万円の金といふものは、この一月十六日の引継ぎの時点のときには、すでに償却済みになつておるわけですか。

○中村説明員 復金で、つまり一月十六日までに二回にわたり五億四千万円ばかりを償却いたしました。それからわれくが引継ぎを受けましてから、本年度の決算において三億七千万円ばかりを償却するつもりであります。

○河野(通)政府委員 開発銀行の中村さんから今御説明がありましたことを、誤解のないように申し上げておきたいと思います。償却をしたということは、必ずしも切り捨てたということではございません。償却をいたしますのは、内部の経理上の立場からはつきり大事をふんでおくということをござります。

います。償却をしたからといって、必ずそれは切り捨てて、あとはとらないでほりつぱなしにしてしまうということではありませんので、その点は誤解のないように……。

○奥村委員 それでは経理上の償却というのはどういう処分をなさることですか。

○河野(通)政府委員 中村理事から御説明申し上げた方がいいかと思いますが、経理上償却をいたしましたのは、個別の銀行においても同じことで、内部の経理として——これは最悪の場合にはそれないかも知れぬ、しかしこれは十分にとのであるけれども、内部の経理の堅実と申しますか、確実を期すために、これだけのものは留保しておこう、利益の留保をしておこうということで、償却をいたすものが相当あります。これは一般の銀行がそれでやつておるわけです。しかし、これは、相手に対してそれだけはもうまけてあげます。つまり元本をそれだけ払わぬでよろしいということではないのだということを申し上げておきます。

○奥村委員 しかし、それは貸倒れ準備金の意味とは違うと思う。貸倒れがどうあらう、あるまいにかかるはず、融資残高に対して一定の割合で積み立てるのです。そうすると、その処分は経理上はどうなるのですか。これだけはとれないということにするのだが、切り捨ててしまわないのだ。そうするとあつさりいつて、貸借対照表の上から落すというわけですか。貸借対照表

○河野(通)政府委員 貸借対照表から落します場合は、それは利益金その他で

落すわけです。出資金を食つて落すのはけではない。出資金を食つて落すのは損失補填なんです。そうではないので、一般の銀行と同じやり方をやつておるわけです。利益金でもつて償却をするわけであります。しかし償却をしたからといって、あなたの債権をまけてあらざりますということではない。としたら、つたらいい、帳簿上は落します。しかし外に対しては債権は残つておるわけです。それが入つて来れば——全額は入らないかも知れぬけれども、一割でも入つて来れば、益々なり償却済み債権の回収益というふうな形でそれはあります。償却をしたからといつて、すべてを切り捨てるということではないことだけ、はつきり申し上げておきます。

○小山委員 今問題に関連して二点お伺いしたいのですが、この説明書によりますと、「復興金融金庫から承認した資産に見合う政府借入金八百五十二億二千五百万円」となつておるが、ただいまの説明によると、資産という場合には不確定資産も含まれておる。つまり将来どれかとれどもわからぬものも、含まれておるという意味のように解釈するのであります。その通りであります。

○河野(通)政府委員 帳簿の上に載つております資産は、これはすべて貸付債権として資産として見ております。

○中村説明員 実は復金の重役は全部

局的に國の負担になるわけであります。

○小山委員 そうしますと、これは振りかえではなくて、合併なのであります。

○中村説明員 非常に俗な言葉を用い

つていいかと思います。

○小山委員 それからもう一つ、中村

が回収を円滑に進めることによりま

す。

○中村説明員 これが回収の悪いのは、たまたま申

し、終局的に資本の欠陥を起すよう

なことのないように十分回収に努めた

い。資本の欠陥を起すことは、結局終

局的に國の負担になるわけであります。

○中村説明員 そういふことのないよう努めて参りたい、かように考えておりま

す。

○小山委員 そうしますと、金額

は回収するといふならば、復金の資本ではなくて合併なのじやないです。

○中村説明員 つまり本来ならば、開発銀行に政

府が出資するといふならば、復金の資本を洗つて、純資産を引継ぐのがほんとうなんだろうと思うのだけれども、いわばこれは将来どうなるかわからぬような債権までひつくるめて持つて来るのだから、一般的の観念からいふと、これは合併なのです。

○河野(通)政府委員 その意味では合併とお考え願つてもいいかと思います。しかし、それかとれぬかわからぬような債権がそなたくさんあつては困るので、原則として私どもは大体それとくことを前提として考えております。それからもう一つ、この点はこの場合の特質だと思いますが、同じ機関の合併とか吸収という点につきましては、復興金融金庫も開発銀行もやはり同じ政府機関であります。政府の負担に帰するわけであります。政府の負担といふのは、結局国民の負担による問題であります。その意味におきましては、普通の営利会社の合併とはやや趣を異にしておる、こうお考え願

われども、しかしながらわれ——がずつと回収をやつておりますと、どうも比較的回収の悪いのは、たまたま申

し、終局的に資本の欠陥を起すよう

なことのないように十分回収に努めた

い。資本の欠陥を起すことは、結局終

局的に國の負担になるわけであります。

○中村説明員 これが回収の悪いのは、たまたま申

し、終局的に資本の欠陥を起すよう

なことのないように十分回収に努めた

い。資本の欠陥を起すことは、結局終

局的に國の負担になるわけであります。

○中村説明員 この解散時に、復金から引継ぎました積立金というのが三十六億ばかりあるのです。これはもしお金になつておりますので、貸付等の状況は実は詳しく存じないのであります

す。それでかりに——これはわかりま

せんが、かりに五十億くらい不良資産になつておつたといたしましても、今三十六億ありますから、差引きますと、十七億になるのであります。それに対しまして、昭和二十七年度はわれわれの予想通り行きますれば、利益が六、七十億円あると考えますから、そのうちから消して行けば、そう長い期間でなく非常に不良なものがあれば消せるという見通しはついております。

○小山委員 ただいまお話を出ました炭住資金というのはどういうふうな解決をしたのでありますか。復金でもつて出しておつた高い利息を、開発銀行の普通の貸付金に振りかえて、あたまえの貸出し利息をとるというような形をとられたのですか。

○中村説明員 炭住資金の解決の一一番の要点は、短期償却を税法上認めたことがあります。つくったときから十年以内に……。これは損に計上しますから、それだけ経理が楽になります。一方貸付の方はこの四月一日を画しますて、その以前は全部五年に下げる、それから四月一日以降は六年に下げる、こういう解決をいたしております。

○深澤委員 こまかい問題に入りますと、非常にたくさんござりますので、そういう点をあとまわしにいたしまして、ともかくもこの復興金融金庫の整理という問題については、これは国民も非常な関心を寄せておられる問題でございますので、私は概略的な問題をまずお伺いしたいのですが、現在融資債権の総額は幾らあるのか、その点をまずお伺いいたしたい。

○中村説明員 この三月三十一日の切りますが、その当時におきま切りであります。

して、開発銀行の貸付が二百二億四千円でござります。それから復金から承継いたしました貸付が七百五十八億、合せまするとちょうど九百六十億ぐらいになります。

○深澤委員 資料が出ておりますが、五千万円以上融資先残高比較調べの最後は、解散当時が六百十億三千五百九十一万一千円ということになつておりますが、これは五千万円以上の融資先の残高であるということに承知していいのでありますか。

○中村説明員 さようございます。

○深澤委員 そういたしますと、これが七百五十八億から差引かれますと、百四十七億がこの五千万円以下の残高であるということになりますね。

○中村説明員 その通りでございます。

○深澤委員 それからこの五千万円以上の中ではどうぞ全部が全部なのか、それとも全部期限が来て、なお回収になつておられるのか、その点はどういうふうになっていますか。

○中村説明員 これは一月十六日復金を吸収した當時におきました、残つておるのでありますて、期限が来て滞納しておるものも多少ござります。しかし大部分はまだ昭和三十何年まで統しておるものもあるのであります。

○深澤委員 そのものにつきましては、五千円以上のものはほとんど大半が元利ともにきれいに返つております。ごく特殊の事情のものが一、二件あります。それともその比率はどううことになつておりますか。これは大体がそうであつて、中のごくわずかの部分だけがすでに期限が来ておるのだと、帶納になつておるということなんですか。

○中村説明員 概して申しますと、石炭と、船については相当長期に貸しておりますが、その他のものはそうひどく長期なものはございません。

○深澤委員 そういたしますと、石炭と船ということになりますと、この五千万円以上の中ではそう多くの部分ではないと思うのですが、そうすると大部分はすでに期限が来ているのだが、船といふことになりますと、この五千万円以上の中ではそう多くの部分で帶納の状態になつておると理解しているのですか。

○中村説明員 復金は新規貸出しをやりましたのは昭和二十四年でござりますから、新しいのは昭和二十四年ころ貸したのもあるのでございますが、そこの長いのは十年くらい、短かいのは三年、五年というのもございますから、だいま申し上げましたのは、少し間違いましたが、石炭と電気と船この三つは相当長く貸しております。あとはそう長く貸していないのであります。

○深澤委員 お尋ねのところは、開発銀行として融資をするならば、うまく行くであろうという見解で融資をされるのか。その融資の方針といふものをひとつお伺いしたい

○中村説明員 この開発銀行になりましての点は、現在の開発銀行の政府からの借入金には端数がついておりました点は、現在の開発銀行の政府からの借入金には端数がついておりました。

○橋口説明員 ただいま御質問のありました点は、現在の開発銀行の政府からの借入金には端数がついておりました。これは從来開発銀行が復金を合併いたしました當時においても、復金の資本金に端数がついておりまして、これが現在でも端数となつて残つてゐるわけであります。ただ将来の開発銀行の資本金を考えますときには、端数がなくて比較的割りいい数字の方が適當であると考えまして、端数の百万円に満たない部分につきましては整理をいたしまして、その部分は開発銀行の準備金として積み立てておるという措置をとつたのであります。

○佐藤委員長 宮幡靖君。

○宮幡委員 今開発銀行について深澤委員から質問がありましたが、これは方面で一、二伺つてみますが、これは実は大蔵大臣にも聞いておいていただきたい。政府の財政金融政策が、どうも独立というこの余波を食いまして、不動であるべきものがだん／＼弛緩をして来るような感じがいたしてならぬのです。そんな傾向のときにおきまして、枝葉末節を論じましても、まことにかいないことである。むろん開発銀行法にいたしましても、開發銀行に人事的な信頼が持てるならば、こまかい人事上の問題なんかはおまかせておいてもけつこうだと思う。むしろ融資なんかは國の方針に従つてやるべきでありますので、今後どういうふうに運営されるのか、資金の調達はどうなるのかといふうな方面に、重点的に考慮を加えるべきものだと考えております。完全なる政府機関と考えられます日本開発銀行は、国に財政計画に基づきます資金運用の線につたく一致してあるべきものだと思ひます。例はあるいは逸脱する例になるかもしれません、最近簡易保険の積立金の運用の問題につきまして、政府の中にも、国会の中にも、またちまたにおきましても、財界、事業界といわづ、あらゆる方面において問題になつております。しかし政府資金の一元的運用における。しかし政府資金の一元的運用といふ原則から見ますならば、これ分離運用するなどと考えることの方が間違つてゐる。もしこういうことを政府当局においていざさかでも考慮に加えておるという事態であつたならば、私は、日本開発銀行を存続いたしまして、政府の財政資金及び準財政資

金その他の一元運用をするという根本方針がくずれるであろうと思う。だから日本開発銀行なんかはすみやかにやらうだと極論したいような気持ちが出て来るのであります。この問題に緩をして来るような気がいたしてならぬのです。そんな傾向のときにおきまして、枝葉末節を論じましても、まことにかいないことである。むろん開発銀行法にいたしましても、開発銀行に人事的な信頼が持てるならば、こまかい人事上の問題なんかはおまかせておいてもけつこうだと思う。むしろ融資なんかは國の方針に従つてやるべきでありますので、今後どういうふうに運営されるのか、資金の調達はどうなるのかといふうな方面に、重点的に考慮を加えるべきものだと考えております。完全なる政府機関と考えられます日本開発銀行は、国に財政計画に基づきます資金運用の線にまづかしい問題がある。もしかつての正金のようなものを為替銀行法として設定いたしまして、国内業務と国際的な金融と申しますか、まあ国内業務といえど、預金の受入れあるいは取引と、いわゆる銀行法としての先の限定、貸付の方法等いろいろありますが、こういうような問題でかなり大切な問題があつたのは、預金の受入れあるいは取引をいつてはどうお考えになつておるかと、いわゆる銀行法としての範囲において、御答弁をいたしました。それでたゞいまのようないわゆる簡易生命保険積立金の運用を分離いたすなどといふ観念があると、まことに動搖したことではどうお考えになつておるかと、いわゆる銀行法としての範囲において、御答弁をいたしました。そこでたゞいまのようないわゆる簡易生命保険積立金の運用を分離いたすなどといふ観念があると、まことに動搖したことではどうお考えになつておるかと、いわゆる銀行法としての範囲において、御答弁をいたしました。

○河野(通)政府委員 政府全体の考え方について、私が答弁いたすような借入金の運用を分離いたすなどといふ観念があると、まことに動搖したことではどうお考えになつておるかと、いわゆる銀行法としての範囲において、御答弁をいたしました。それでたゞいまのようないわゆる簡易生命保険積立金の運用を分離いたすなどといふ観念があると、まことに動搖したことではどうお考えになつておるかと、いわゆる銀行法としての範囲において、御答弁をいたしました。そこでたゞいまのようないわゆる簡易生命保険積立金の運用を分離いたすなどといふ観念があると、まことに動搖したことではどうお考えになつておるかと、いわゆる銀行法としての範囲において、御答弁をいたしました。

○宮幡委員 この債務の保証といふことにつきましては、一つは国内の債権と国内金融の二元化が復活する。正金のようないわゆる簡易生命保険積立金の運用を分離いたすなどといふ観念があると、まことに動搖したことではどうお考えになつておるかと、いわゆる銀行法としての範囲において、御答弁をいたしました。それでたゞいまのようないわゆる簡易生命保険積立金の運用を分離いたすなどといふ観念があると、まことに動搖したことではどうお考えになつておるかと、いわゆる銀行法としての範囲において、御答弁をいたしました。そこでたゞいまのようないわゆる簡易生命保険積立金の運用を分離いたすなどといふ観念があると、まことに動搖したことではどうお考えになつておるかと、いわゆる銀行法としての範囲において、御答弁をいたしました。

○宮幡委員 外資導入を主たる目標といたします債務保証業務を開始せられました。これらの点も十分頭に置きまして、これらが本格的に始まります。その点につきまして、本日時間もありませんし、問題でありますから、もし銀行局長から御即答をするといふのがないといふ事態であれば、私は、大蔵大臣なり他の國務大臣からお聞き願いたいと思います。

○宮幡委員 そこで時間がなくなるといたしまして、大蔵大臣の御出席を求めていたい。実は今日予算委員会がありませんでしたので、開会になりましたら、私は

で質問をいたすつもりでおりました。が、何か予算委員会の方も開会がたいへん遅れたのでこちらに参つた。この問題については、まず少くとも大蔵大臣のかたき信念を吐露していただきまして、そうしてから日本開発銀行、及び附属の関連いたしておりますところ、あるいは提案されておりますところの金融諸法案の審議を進めたいたいと思うので、どうかこの点についてはひとつはつきりと大蔵大臣の御説明を願いたい。従いまして、本日のお尋ねいたることは、まず事務局の銀行局长としてはどうお考えになつておるかと、いわゆる銀行法としての範囲において、御答弁をいたしました。

○中村説明員 この債務の保証といふことにつきましては、一つは国内の債務を追加せられておりますが、これは追加せられた方がいいとか、あるいは单一の為替銀行をこしらえまするならば、これもただいまの長期信用銀行法とからみまして、国内業務と国際的な金融と申しますか、まあ国内業務と申しますか、こういうような問題でかなりむずかしい問題がある。もしかつての正金のようないわゆる簡易生命保険積立金の運用を分離いたすなどといふ観念があると、まことに動搖したことではどうお考えになつておるかと、いわゆる銀行法としての範囲において、御答弁をいたしました。

○河野(通)政府委員 政府資金の借入金の保証を求めるという場合がありますが、主として今回頭に入れておりますが、主として外資の導入の場合は外資導入の場合でございまして、外資導入の場合には、あるいは政府の機関の銀行がある場合、それに適合する保証を求める、あるいは中央銀行の保証を求めるという場合がありますが、たま／＼開発銀行のような政府の国家機関の銀行がある場合、それに適合する保証を求めるという場合がありますが、主として外資の導入の場合でございまして、外資導入の場合には、あるいは政府の機関の銀行がある場合、それに適合する保証を求める、あるいは中央銀行の保証を求めるという場合がありますが、たま／＼開発銀行のような政府の国家機関の銀行がある場合、それに適合する保証を求めるという場合がありますが、主として外資の導入の場合でございまして、外資導入の場合には、あるいは政府の機関の銀行がある場合、それに適合する保証を求める、あるいは中央銀行の保証を求めるという場合がありますが、たま／＼開発銀行のような政府の国家機関の銀行がある場合、それに適合する保証を求める、あるいは中央銀行の保証を求める、あるいは中央銀行の保証を求める

正の特徴として、見返り資金の貸付債権及びこれに付随する権利義務の承継、将来出資に振りかえるという含みであります。が、元利を合計したものを見直す、こういうねらいであります。その趣旨は私は賛成するものであります。字句の上で「これに付随する権利義務」こうあります。が、一体これに付随する権利義務といふものはいかなる実体のものであるか。これについてお伺いしたいと思います。

○櫻口説明員 お答え申し上げます。ここに規定してあります趣旨は、開発銀行は見返り資金の私企業貸付債権とそれに付随する権利義務、言いかえますならば、見返り資金特別会計が当該私企業債権について持つておられまする法律上の地位を、一括して承継するという趣旨でございます。従つてここに書いてあります権利と申しますのは、たとえば保険金請求権であるとか、あるいは抵当権、あるいは既経営の受取り権、債務としたしましては、たとえば完済した場合には抵当権を解除してやるというような、そういう意味の広汎な権利義務を含めているつもりであります。

○宮幡委員 しかば見返り資金がこれは特別な資金でありますので、普通の営業と考えることが誤解かもしけませんが、もし営業と考えたならば、いわゆるこれに付随する権利義務といふことは、営業の全部または一部の譲渡という意味の権利義務の承継と同じ解釈で、間違いないのであります。

○櫻口説明員 開発銀行が承継いたします主体は、あくまでも見返り資金特別会計の私企業に対する貸付債権でござります。

いますが、それに関連いたしまして、利あるいは義務について、これを括して承継する。従いまして御指摘のありましたような、営業の譲渡といふような考へに近いのではないかと考えております。

○宮幡委員 そこで次にもう一、二点伺いますが、開発銀行の貸付決定に至りました間において、開発銀行の当事者はどうお考えになつておるか知りませんが、遠慮なく申せば——私があって毒舌を振るわけではありませんが、どうも評判がよくないのであります。先ほど中村説明員のお話の中に、政府の計画に基いてやるので、しかしそういふ点がござりますと、さんべ、ひつぱらがどうも極端に出でている。安本の計画によるとお断りするところがござりますが、大体お断りするときには、それがどうもいたしまし、またお断りしているのが現在までの実情でござります。

○宮幡委員 口で答弁願いますと、まことにスムーズでありますが、実態は

○中村説明員 ただいまの肩がわりに

はなはだ不円滑のようで、評判はよくないでありますから、どうか窓口業務を初めといたしまして、国家の資金計画により、決して当局の方々が私心をさははさんだよなことをなさらないようになりますから、どうか窓口業務を始めとして、買賣資金の肩がわりで、第二次が第六次の後期の肩がわりをいたしまして、さらに今年度に

いつておるかどうか、この点をひとつ御説明願いたい。

○中村説明員 ただいまの肩がわりに

つきましては、昭和二十六年度に二回いたしました。最初が買賣資金の肩が

おりで、第二次が第六次の後期の肩が

かりでありますから、運輸省の方に行きましたなれば、あすでもあさつてでも

けつこうでありますから、出していく

だいたい。それで運輸省の方に行きましたなれば、あすでもあさつてでも

けつこうでありますから、出していく

だいたい。それで運輸省の方に行きましたなれば、あすでもあさつてでも

けつこうでありますから、出していく

だいたい。こういう気持を持っておりま

りますが、そのまま申しますが、産業界と申しますから、開銀の業務につきまして、開銀の資金をこれから今度の計画がいいかどうか、それがはたしてどれくらいの金がかかるかどうか、また会社の返す能力があるかどうかとということを詳細に調べまして、審査をいたしました結果、その報告に基きまして、さらにまた貸付をするかどうか、幾ら貸すか、条件をどうするかなどを役員会で決定いたしまして、そうして完了するわけではありませんが、どうも評判がよくないのであります。先ほど中村説明員のお話の中に、政府の計画に基いてやるので、しかしそういふ点がござりますと、さんべ、ひつぱらがどうもいたしまして、遅れもいたしまし、またお断りしているのが現在までの実情でござります。

○宮幡委員 口で答弁願いますと、まさに合わないものは借りられないの言葉で申せば、小林中さんのごときででも貸せないものは貸せない。これほども貸せないものには貸せない。これほども貸せないものには貸せない。これほども貸せないものには貸せない。これがどうも極端に出でている。安本の計画によるとお断りするところがござりますが、大体お断りするときには、それがどうもいたしまし、またお断りしているのが現在までの実情でござります。

○宮幡委員 口で答弁願いますと、まさに合わないものは借りられないの

○中村説明員 ただいまの肩がわりに

はなはだ不円滑のようで、評判はよくないでありますから、どうか窓口業務を始めとして、買賣資金の肩が

おりで、第二次が第六次の後期の肩が

かりでありますから、運輸省の方に行きましたなれば、あすでもあさつてでも

けつこうでありますから、出していく

だいたい。それで運輸省の方に行きましたなれば、あすでもあさつてでも

けつこうでありますから、出していく

だいたい。それで運輸省の方に行きましたなれば、あすでもあさつてでも

けつこうでありますから、出していく

だいたい。こういう気持を持っておりま

るかしないかの決定は、全部役員会で責任をもつて決定いたします。それから受付をいたしましたものは、これを括して承継する。従いまして御指摘のありましたような、営業の譲渡といふような考へに近いのではないかと考えております。

○宮幡委員 そこで次にもう一、二点伺いますが、開発銀行の貸付決定に至りました間において、開発銀行の当事者はどうお考えになつておるか知りませんが、遠慮なく申せば——私があって毒舌を振るわけではありませんが、どうも評判がよくないのであります。先ほど中村説明員のお話の中に、政府の計画に基いてやるので、しかしそういふ点がござりますと、さんべ、ひつぱらがどうもいたしまして、遅れもいたしまし、またお断りしているのが現在までの実情でござります。

○宮幡委員 次に簡単なことを一つ伺

りますが、それに関連いたしまして、ただいま御説明いたしましたような権利あるいは義務について、これを括して承継する。従いまして御指摘のありましたような、営業の譲渡といふような考へに近いのではないかと考えております。

○宮幡委員 そこで次にもう一、二点

伺いますが、開発銀行の貸付決定に至りました間において、開発銀行の当事者はどうお考えになつておるか知りませんが、遠慮なく申せば——私があって毒舌を振るわけではありませんが、どうも評判がよくないのであります。先ほど中村説明員のお話の中に、政府の計画に基いてやるので、しかしそういふ点がござりますと、さんべ、ひつぱらがどうもいたしまして、遅れもいたしまし、またお断りしているのが現在までの実情でござります。

○宮幡委員 次に簡単なことを一つ伺

りますが、それに関連いたしまして、ただいま御説明いたしましたような権利あるいは義務について、これを括して承継する。従いまして御指摘のありましたような、営業の譲渡といふような考へに近いのではないかと考えております。

○宮幡委員 そこで次にもう一、二点

て、御説明いただきたいのであります。

○河野(通)政府委員 具体的な問題について、御説明いたしました。政府と折衝の経過につきましては、あとで中村理事から御説明いたします。政府としての開発銀行の運営の基本的な指導方針と申しますか、そういうものにつきまして、世上や誤解もあるようありますから、この点はつきりいたしておきたいと思います。政府としては、産業あるいは金融に関する基本的な計画、政府資金のバックをもつとしても、どうしてもこれだけのものは資金をつけなければならぬという意味の基本的な計画につきまして、閣議の決定を経たものをつくりまして、その決定された基本的な計画に基いて、それに順応して開発銀行は運営されることが望ましいということであつて、それ以外に政府として公式に開発銀行の個々の貸出しを拘束したり、あるいはこれに命令をしたりするような制度は全然ございません。ただあるいは通商産業省におきましても、あるいは運輸省におきましても、こういふものにぜひ何とか融資をしてもらいたいという御希望は個人にあるかと思います。それは決して政府全体としての意思ではないのであって、個々にそういう希望が通じられることはあると思いませんけれども、通商産業省が、たとえば今お話をすることは私はよく存じませんが、そういうものを省議なら省議で決定いたしました。しかし、これに開発銀行の運営は拘束されるわけではない。参考としてその意見を開発銀行として聞かれた記者からも聞いたのですが、実はまだ結論を得ておりませんが、実はまだ結論を得ておりません。現在の非常に動いている経済の実情から見まして、この問題はそう輕々に扱うべきものじやありません。特に政府資金につきまして、一般の金利水準とかわつた、いわばある意味におけることは避けがたいのです。

拘束されるものではないというふうに、御了承いただきたいと思います。

は、輸出入銀行は七分五厘の二分下げくらいになります。二分という言葉が正確であるとすると、五分五厘に一举に下げるということとはとほうもないことでありますので、私は疑問に思つておきたいと思います。

議の了解を得ました基本計画だけであつたしまして、あれには数字は全然入つておらないのであります。そして数字はわれ／＼の方で運用の実績に応じて、もし回収があふるとか、あるいはその他の資金があふればよけい貸す、うまく行かなければ縮めるよりほかないのであります。数字は全然拘束は受けません。それに対して、各所管省ではわれわれの方の仕事を助ける意味において、いろいろと案を持って来て御説明を承るわけでして、非常に参考になつてゐます。これには数字は載つてゐるのですが、これも決してこちらを拘束する意味ではなく、ただ開発銀行側もすべてを知つておられるわけじやないのです。

○中村説明員 実は新聞紙上で見て私どももいろいろ相談したのであります。

が、元來開発銀行の建前は、市中金融機関の貸出しを補完し、または奨励す

められた通りであります。私どもと申しますのは、閣

は、この言葉がいいとか、あるいはその行動がよいとかとは思つておりませんが、とにかく利下げ計画で、

開銀の一割を七分五厘にするのだ、こういうようなことを言つておりますが、それは金利が低下することとは、日本は高金利で非常に困りますから望ましい限りであります。そこでかよう

なことを現状の段階におきましては、また開銀の当事者としてしましても、また開銀の当事者として

もどういうふうに考えておられるか。これを簡単に御説明願いまして、以上で時間の関係で私の質問を打切ります。

○中村説明員 実は新聞紙上で見て私どももいろいろ相談したのであります。それが、元來開発銀行の建前は、市中金融機関の貸出しを補完し、または奨励す

ることを現状の段階におきましては、また開銀の当事者としてしましても、また開銀の当事者として

もどういうふうに考えておられるか。これを簡単に御説明願いまして、以上で時間の関係で私の質問を打切ります。

○中村説明員 本日はこれにて散会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

○佐藤委員長 本日はこの程度にとどめ、明十四日午前十時から開会し、引

るところを貸すというのではありますから、最初一割を受けます際も、一割と二つあるのであります。金利の問題につきまして大蔵省で引下げを考えていません。現在の非常に動いている経済の実情から見まして、この問題はそう軽々に扱うべきものじやありません。特に政府資金につきまして、一般の金利水準とかわつた、いわばある意味におけることは避けがたいのです。

○中村説明員 本日の最後の一点を伺いましたが、私は金融政策について一万田さんのおつしやることがなか／＼気になっている一人であります。この間も事中談が、たしか名古屋あたりへ行つたときの言葉で、そのときつて行きまして記者からも聞いたのですが、実はまだ結論を得ておりません。現在の非常に動いている経済の実情から見まして、この問題はそう軽々に扱うべきものじやありません。特に政府資金につきまして、一般の金利水準とかわつた、いわばある意味におけることは避けがたいのです。

○佐藤委員長 本日はこの程度にとどめ、明十四日午前十時から開会し、引き続き審査を続行することにいたしました。